

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を
令和 7 年 3 月 1 8 日午後 2 時 3 0 分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 3 名

2. 出 席 委 員 1 3 名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 高橋 隆	3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子	5 番 本間 仁一	6 番 青木 憲一
7 番 浅野 厚司	8 番 伊藤 圭一	9 番 神尾 篤志
10 番 朝倉 善則	11 番 鈴木 正徳	12 番 渡沢 寿
13 番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 梅津 智也
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	報第 5 号 南陽市認定農業者の認定について
日程第 5	報第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 の報告について
日程第 6	議第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対 する許可の可否について
日程第 7	議第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申 請に対する意見決定について
日程第 8	議第 17 号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対 する意見決定について
日程第 9	承第 1 号 事務局職員の任免について

5.

(開会：ときに午後2時30分)

会議の要領
議長(高橋会長)

令和7年3月12日付け南農委告示第3号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、13名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

4番 黒澤ちよ子委員、5番 本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

4番 黒澤 ちよ子 委員

5番 本間 仁一 委員

議長(高橋会長)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長)

日程第4 報第5号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第5号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、2ページと3ページになりますが、令和7年2月18日付け農第1456号で、南陽市長から本委員会に対し、令和7年3月31日付けで3件、令和7年5月1日付けで5件、計8件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

また、南陽市とその他の市町等をまたいで農業を経営するような広域認定の場合は県の認定となるため、4ページの令和7年3月6日付け農第1529号で3件について、山形県から南陽市長に対し、令和7年3月1日付け及び3月4日付けで認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、それを受けて南陽市長から本委員会に対し、報告があったものであります。

以上、ご報告いたします。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第5号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 法第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が4件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第6号について、ご説明申し上げます。
議案書は5ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計3, 979㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲のお亡くなりになった■■■■■さんの相続人である■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計5, 415㎡を、解約手続きが遺漏していたため、このたび合意解約するものです。
3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲のお亡くなりになった■■■■■さんの相続人である■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2, 144㎡を、解約手続きが遺漏していたため、このたび合意解約するものです。
4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲のお亡くなりになった■■■■■さんの相続人である■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆 田が42㎡、畑が627㎡ 合計669㎡を、賃借人の相続人からの申出により、合意解約するものです。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第6号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第15号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第15号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転3件、賃借権設定4件、使用賃借権設定1件の合計8件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第15号について、ご説明申し上げます。議案書は6ページから8ページになります。

はじめに、6ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計374㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 2, 329㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 139㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、7ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 1, 867㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。なお、現況は休耕田で、ねぎを作付け予定となっております。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 4, 321㎡について、新規の20年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外13筆の田 合計19, 739㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 1, 166㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、8ページをご覧ください。使用賃借権設定の申請となります。

8番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計1, 454㎡を新規の10年契約となっております。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。
はじめに、議第15号 1番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番
(渡沢寿委員) 3月17日に現地調査に行っていました。
作付けはされていませんでしたが、草刈りなど管理されていました。
雑木と言うのか、実のならない木が生えてはありましたが、■■■■さんの畑の間の土地で、これからうまく使っていきたいと思い、確認してきたところです。

議長(高橋会長) 次に、2番と5番、6番の現地調査について、5番 本間仁一委員より、報告をお願いします。

5番
(本間仁一委員) 3月16日に現地調査を行いました。
雪のため、全域の確認ができませんでしたので、確認できない部分については近隣の方に話を聞いてきました。
2番の案件につきましては、前にラフランスが植わっていましたが、今は荒れている状態ということでした。所有権移転後、管理してもらえればまだまだよく使えると思って見てまいりました。
また、5番の案件につきましては、作付けはされておりましたが、年に1度ほど草刈等が行われ、周辺農地に影響がないような状況でした。
その他6番につきましては、私の近隣の農地ですのでいつも見ているところです。▲▲字▲▲の田については作付けはされておませんが、年に3回は草刈され、管理はされています。その他の農地は水田として活用されているのを確認しております。
以上です。

議長(高橋会長) 次に、3番の現地調査について、8番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

8番
(伊藤圭一委員) 3月15日に確認してまいりました。
まだ雪が残っており確認できませんでしたが、私の担当地区なので日頃から見ているところです。
3番の案件については、作付けはされておませんが、草刈等の管理がされています。
また、先月の総会で、▲▲生産森林組合から■■■■さんにまとまった筆数の所有権移転をした案件がありましたが、今回の申請地は丁度それらの農地の入り口に位置していて、集約化の面でも丁度いい案件だったと思って見てまいりました。
以上です。

議長(高橋会長) 次に、4番の現地調査について、酒井一平推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 3月17日に酒井委員より報告をいただいております。
現地は作付けはされておりませんが、草刈等の管理がされており、新規就農の方にしっかり管理していただけるのではないかとということで確認いただいております。

議長(高橋会長) 次に、7番の現地調査について、10番 朝倉善則委員より、報告をお願いします。

10番 7番の農地につきましては、私が毎日仕事に行く途中の見えるところにありますので確認しています。
(朝倉善則委員) 去年までは水田として使用されておりました。
ただ、この■■■■さんが何を作るのかは心配に思っています。もし分かれば教えてください。

嶋貫農地係長 ■■■■さんは今まで▲▲の方に田んぼををお持ちでしたが、なかなか経営が軌道に乗らなかったため、▲▲の田を返却されました。
そして今回、▲▲の農地を別な地主さんから借りて、田んぼをもう一度やりたいと考えておられるようです。今度はおおよその作業を■■■■さんに手伝ってもらいながら、という形で計画されているようです。
■■■■さんが借りますが、実際には■■■■さんも協力しながら田を作るという申請です。

10番 分かりました。
(朝倉善則委員) お諮りいたします。
議長(高橋会長) これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

7番 4番の案件について、契約年数1年ですが、何か理由があるのですか。
(浅野厚司委員) 大体10年の設定が多いと思うのですが、7番の案件も5年と短めの設定になっていて、理由があるのか教えてください。

嶋貫農地係長 4番の■■■■さんは新規就農の方で、先程申し上げた通りねぎを植えたいという申し出がありました。新規の契約のため、農地の契約について色々ご説明したところ、1年毎にどれくらい収益があるのか、賃料に見合うのか等々を、地主さんと1年ごとにやりとりしたいということで、短いスパンの契約にまとまりました。なお、契約は1年ですが、3条なので自動更新が可能です。

嶋貫農地係長

7番は5年です。5年、10年というのが賃借では多いケースですが、この案件については、■■■■さんの前回の契約が5年契約を待たずに、別な小作地を探すこととなったという経過を踏まえて、当面5年間はしっかり頑張るということで、5年の申請となりました。

質問外ですが、5番の案件にも触れたいと思います。こちらは期間が20年ですが、■■■■さんがさくらんぼや桃などの果樹を植えたいという希望があって、長めの期間設定になりました。

3条申請は経営に合わせて契約期間の選択ができ、それぞれ地主さんと借りる方との間で協議が整っての申請となっています。

7番

分かりました。

(浅野厚司委員)
議長(高橋会長)

前回■■■■さんがうまくいかなかった理由は何でしたか。

嶋貫農地係長

聞き取りによると、米で当初5,000㎡程の参入だったのですが、結果的に収支が赤字になったということがあったそうです。

また、地主さんとの意思の疎通や作業の分担がうまくいかなかったと伺っています。

そういった経過があったため、一旦お返しをして、新たにご協力いただける地主さんのもとでやり直しをしたいという申請で、今回は問題なく地主さんとやり取りをしていると伺っております。

2番

(高橋隆委員)

夢をもって経営されるのは良いことですが、農業は1年で収益が上がるようなものではないので、次はぜひ覚悟をもって腰を据えて作っていただきたいと思います。

10番

(朝倉善則委員)

今回の申請地は、軽トラックもやっと入っていかなくてはいけないような所なので、そこをちゃんとできると良いのですが。

■■■■さんも協力するということですし、今まで通り作れたらそれでよいと思いますが。

議長(高橋会長)

覚悟をもって作ってください、と言付け加えたうえで許可証を交付するようにしましょう。

議長(高橋会長)

他に質疑ございますか。

………なしの声………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長(高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

山内事務局長 関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第16号について、ご説明申し上げます。
議案書は9ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと■■■■さんから ▲▲字▲▲ 外3筆の畑 合計964㎡を所有権移転し、▲▲工場の駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、11番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

11番 (鈴木正徳委員) 3月11日に、私と安達芳紀委員、嶋貫農地係長の3名で、5条1件の現地調査を行いました。
この案件は、申請通りであったことをご報告いたします。
以上です。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手願います。

………全員挙手………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することになりました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第17号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第17号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年3月5日付け農第1522号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃貸借権設定11件、賃借権移転4件の、合計15件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第17号について、ご説明を申し上げます。
令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意見を求められるものです。

議案書は10ページから18ページまでとなっております。12ページをお開きください。

賃借権の設定となります。

1番については、▲▲の■■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」204㎡外3筆「田」合計1,796㎡について借受者を▲▲の■■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR7.5.31からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。賃料は10aあたり10,500円、年間賃料は18,857円となっております。

2番については、▲▲の■■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」2,062㎡について借受者を▲▲の■■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR7.5.31からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。賃料は10aあたり10,500円、年間賃料は21,651円となっております。

3番については、▲▲の■■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」1,150㎡について借受者を▲▲の■■■■■さんへ賃借権設定し、併せて、■■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」5,257㎡外1筆、「田」合計7,240㎡を▲▲の■■■■■さんへ賃借権設定し、併せて、■■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」1,633㎡を▲▲の■■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR7.5.31からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

梅津事務局長補
佐

4 番については、法定相続人代表 ■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」1 2 8 m²について、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

5 番については、▲▲の■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」5 8 8 m²外 6 筆、「田」合計 9, 7 8 7 m²を▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

1 2 ページをお開きください。

6 番については、▲▲の■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」1, 2 7 1 m²外 3 筆、「田」合計 3, 1 1 3 m²を▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

7 番については、▲▲の■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」2, 4 3 1 m²を▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

8 番については、▲▲の■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」1 5 m²外 5 筆、「田」合計 1 0, 3 8 9 m²を▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

9 番については、▲▲の■■■■さん所有の▲▲字▲▲の現況「田」5, 1 0 4 m²外 1 筆、現況「田」合計 7, 3 2 1 m²を▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

1 0 番については、▲▲の■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」2, 1 6 6 m²外 3 筆、「田」合計 1 8, 5 5 6 m²を▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

1 1 番については、▲▲の■■■■さん所有の▲▲字▲▲の「田」5 0 6 m²外 1 筆、「田」合計 2, 1 4 4 m²を▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R7.5.31 から R17.11.30 まで、賃料収受回数は 1 1 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

1 4 ページをお開きください。賃借権の移転となります。

1 番については、▲▲字▲▲の「田」2, 6 4 7 m²外 4 1 筆の合計 2 7, 0 6 8 m²について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は R7.5.31～R15.11.30 となっており、賃料支払回数は 9 回となっております。賃料 1 0 a あたり 3, 0 0 0 円、年間賃料 8 1, 2 0 4 円となっております。

梅津事務局長補佐

2番については、▲▲字▲▲の「田」2, 955㎡外42筆の合計2, 903㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間はR7.5.31～R13.3.31となっており、賃料支払回数は6回となっております。賃料10aあたり3, 000円、年間賃料68, 709円となっております。

3番については、ページは17ページ～18ページにまたがりませんが、▲▲字▲▲の現況「畑」1, 322㎡外26筆の合計9, 774㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間はR7.5.31～R14.3.31となっており、賃料支払回数は8回となっております。賃料10aあたり3, 000円、年間賃料29, 322円となっております。

18ページの4番については、▲▲字▲▲の「田」1, 695㎡外3筆の合計2, 687㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間はR7.5.31～R16.11.30となっており、賃料支払回数は10回となっております。賃料10aあたり3, 000円、年間賃料8, 061円となっております。

4案件とも同一の方から同一の方への移転となりますが、終期ごとに違いがあるため4案件となっております。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

5番

(本間仁一委員)

12ページ5番の上2つの契約は賃料4, 000円となっておりますがなぜこの金額になったのでしょうか。

嶋貫農地係長

水田として作付けできるところを15, 000円として契約しておりますが、4, 000円のところは、既に■■■■さんが借受していたところを中間管理機構に出すという申請でした。この部分は、既に■■■■さんが借受する時点で土盛されていて、転作しかできないというところでしたので、4, 000円で地主さんとの協議が整ってこの金額になりました。

5番

(本間仁一委員)

分かりました。

12番

(渡沢寿委員)

■■■■さんの申請はなぜ契約年数に差があるのでしょうか。

嶋貫農地係長 元々■■■■さんが蕎麦を作る目的で、第1期、2期、3期…と段階的に面積を増やしてきたので、契約のスタート地点が違いました。今回奥様に契約を変える際に、移転なので契約の終期は動かさないため、残りの契約期間を引き継ぐ形で4つそれぞれの年数になっています。

12番
(渡沢寿委員) 分かりました。

………なしの声………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。
ここで、事務局長以外の職員の退席を求めます。

………事務局職員退席………

議長(高橋会長) 提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。
事務局職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項で、農業委員会が任免すると規定されております。
このことから委員会の承認を求めるものでございます。
なお、職員への内示につきましては、明日19日の午前10時となっておりますので、それまでの取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。
内容につきましては、会長より申し上げます。

議長(高橋会長) それでは、私より申し上げます。
本日、市長より内示がございました。
結果につきましては、別紙のとおりです。

議長(高橋会長) ただいまの報告に対して、質疑・意見はございませんか。

5番
(本間仁一委員) 今後に向けた意見として、補佐職のポストだけ毎年変わるような状況が続いているので、できれば専門性を有して複数年在席していただければと思います。

議長(高橋会長) その旨を希望としてお伝え申し上げます。

議長(高橋会長) その他質疑意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、承第1号は承認いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) ここで、事務局職員の復席を求めます。

…………事務局職員復席…………

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和7年3月12日付け南農委告示第3号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後3時15分)